

令和5年度狩猟免許更新案内

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3483 FAX 077-528-4846

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項の規定に基づく令和5年度狩猟免許更新講習および適性検査を次のとおり行います。

1 令和5年度 狩猟免許更新講習・適性検査の日時および場所

| | 日 時 | 場 所 | 定員 |
|------|-------------------------------|---|-----|
| 第1回 | 令和5年6月16日（金） 10時30分から12時まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 40人 |
| 第2回 | 令和5年6月16日（金） 14時から15時30分まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 40人 |
| 第3回 | 令和5年6月29日（木） 10時30分から12時まで | 長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36 | 60人 |
| 第4回 | 令和5年6月29日（木） 14時から15時30分まで | 長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36 | 60人 |
| 第5回 | 令和5年7月6日（木） 13時30分から15時まで | 滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号 | 80人 |
| 第6回 | 令和5年7月27日（木） 10時30分から12時まで | 高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1 | 25人 |
| 第7回 | 令和5年7月27日（木） 14時から15時30分まで | 高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1 | 25人 |
| 第8回 | 令和5年8月4日（金） 10時30分から12時まで | 愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 30人 |
| 第9回 | 令和5年8月4日（金） 14時から15時30分まで | 愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 30人 |
| 第10回 | 令和5年8月7日（月） 10時30分から12時まで | 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 甲賀市水口町水口6009番地1 | 40人 |
| 第11回 | 令和5年8月7日（月） 14時から15時30分まで | 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 甲賀市水口町水口6009番地1 | 40人 |
| 第12回 | 令和5年9月2日（土） 13時30分から15時まで | 滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号 | 80人 |

- 備考 ①講習の受付時間は講習開始時間の1時間前から開始します。受付後、視力検査を実施しますので、視力検査に必要な眼鏡等を必ず持参してください。
- ②講習時間を短縮して実施する予定です。講習時間の短縮に伴い、令和5年度は免状の即日交付を実施しませんのでご了承ください。
- ③講習の終了時間は、受講者数の多少により変更する場合があります。
- ④災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、下記2の受付場所に申し出ること。
- ⑤各会場の受講者数の偏りを避けるため、できる限りお住まいの地域の会場で受講をお願いします。

2 狩猟免許更新申請書受付場所（代理人でも可）

| 受付場所（かっこ内は所管地域） | 所在地 | 電話番号 |
|--|-------------------------|----------------|
| 滋賀県西部・南部森林整備事務所 （大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市） | 〒520-0807 大津市松本一丁目2-1 | 077 -527 -0655 |
| 滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 （高島市） | 〒520-1621 高島市今津町今津 1758 | 0740 -22 -6033 |
| 滋賀県甲賀森林整備事務所 （甲賀市、湖南市） | 〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200 | 0748 -63 -6116 |
| 滋賀県中部森林整備事務所 （東近江市、彦根市、近江八幡市、日野町、 竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町） | 〒527-8511 東近江市八日市緑 7-23 | 0748 -22 -7718 |
| 滋賀県湖北森林整備事務所 （長浜市、米原市） | 〒526-0033 長浜市平方町 1152-2 | 0749 -65 -6616 |

備考 原則として申請者の住所地を所管する森林整備事務所に提出してください。

3 申請書の受付期間

| 講習 | 受付期間（土曜日、日曜日および祝日は除く） | 受付時間 |
|------|---------------------------|-----------|
| 第1回 | 令和5年5月22日（月）から同年6月2日（金）まで | 9時から17時まで |
| 第2回 | | |
| 第3回 | | |
| 第4回 | | |
| 第5回 | | |
| 第6回 | 令和5年6月19日（月）から同月30日（金）まで | 9時から17時まで |
| 第7回 | | |
| 第8回 | | |
| 第9回 | | |
| 第10回 | | |
| 第11回 | 令和5年7月28日（金）から同年8月9日（水）まで | 9時から17時まで |
| 第12回 | | |

備考 ①定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがあります。
②郵送による申請も可能です。ただし、**簡易書留郵便**により受付期間内に必着のこと。

4 狩猟免許更新資格

次のいずれにも該当している必要があります。

- (1) 県内に住所を有していること。
- (2) 現在、狩猟免許が交付されており、その免許の有効期限が令和5年9月14日までであること。
なお、有効期間が異なる2つ以上の種別の狩猟免許を受けている者について、いずれかの有効期限が令和5年9月14日の場合、交付されている狩猟免許すべてについて受講することができます。このとき、新しい狩猟免許の有効期間はすべて令和8年9月14日までとなります。

【 注意 】

他都道府県から転入してきた場合は、前住所で交付を受けた狩猟免許の備考欄に住所移転の証明がされていないと、受講することができません。

5 更新に必要な書類（以下の4点）

- (1) 狩猟免許更新申請書 1通（狩猟免許申請書では受付できませんので注意してください。）
- (2) 写真 1枚（狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。）
狩猟免許更新申請書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、眼鏡を着用の場合は無色に限る。大きさは縦3.0cm、横2.4cmで、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの。
- (3) ①銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（狩猟免許更新申請書提出前3か月以内のもの）。
②銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可証の写し。

(4) 滋賀県収入証紙（狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。）

下表に示す金額の滋賀県収入証紙（収入印紙ではありませんので注意してください。）。

| | |
|---------|--------------------------|
| | 網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟各1件につき |
| 免許更新手数料 | 2,900円 |

注意 複数の種別の免許を更新する場合は、この金額に更新する免許の種別数を乗じた金額が必要です。（例：わな猟、第1種銃猟更新 2,900円×2種=5,800円）

6 滋賀県収入証紙の販売場所

滋賀県庁会計管理局管理課、滋賀県会計管理局会計課の各地域会計係（南部、甲賀、東近江、湖東、湖北および高島合同庁舎内）、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、滋賀銀行本店・県内支店出張所において販売しています。

7 内容

| | 講 習 | 適 性 検 査 |
|-----|--|------------------------|
| 内 容 | 1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い | 1 視力 2 聴力 3 運動能力 |

8 適性検査の合格基準

| 科 目 | 合 格 基 準 |
|---------|---|
| 視 力 | 1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。 |
| 聴 力 | 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。 |
| 運 動 能 力 | 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 |

※複数の受験をされる場合は、合格基準の高い方の適性検査に合格したときは、いずれの適性検査にも合格したものとなります。

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、事前に申請があった者については、同法施行規則第59条の2に基づき、適性検査を免除するものとします。

9 更新講習・適性検査当日の注意事項

- (1) 更新講習開始後の会場への入場は、開始後15分以降は一切認めません。
- (2) 受講中は携帯電話および電子機器等の使用は禁止します。
- (3) 第5回、第12回の更新講習・適性検査の会場は、駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。なお、それ以外の会場も駐車場の数が限られていますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- (4) 第5回、第6回、第7回、第8回、第9回、第10回、第11回、第12回の会場は全面禁煙です。また、それ以外の会場も喫煙できない場合がありますので、会場の指示に従ってください。また、たばこの吸い殻のポイ捨て等は絶対しないでください。
- (5) 講習・適性検査については、講師および担当者の指示に従ってください。

10 狩猟免状の返納について

狩猟免状については、狩猟免許が失効したときに返納する義務があります。以下の方法にて返納してください

- ・狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。
- ・狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。
- ・失効後、速やかに、2の森林整備事務所に返納する。